

労働委員会規則（昭和二十四年中央労働委員会規則第一号）第四十九条第一項及び第二項の規定により、次のとおり公示による交付を行う。

令和八年四月九日

広島県労働委員会会長 山 川 和 義

一 交付すべき書類

広労委令和七年（不）第一号不当労働行為救済申立事件に関する命令書の写し

二 交付を受けるべき者

申立時の所在地 広島市南区東雲二丁目一五番一五号

被申立人 株式会社栄己建設

代表取締役 山崎 源己

三 交付すべき書類を保管している部局の名称及び所在地

広島県労働委員会事務局

広島市中区基町九番四二号

（注意） 交付すべき書類は、交付を受けるべき者にいつでも交付する。受領しないときは、令和八年四月二十四日に書類の交付があったものとみなされる。